

小美玉市条例第31号

小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月24日

小美玉市長

島田幸三

小美玉市条例第 3 1 号

小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例

小美玉市火災予防条例（平成18年小美玉市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の 1 項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第 1 項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の 1 項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、前条第 3 項の規定を準用する。

第20条に次の 1 項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第18条第 3 項の規定を準用する。

第21条に次の 1 項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第18条第 3 項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

小美玉市火災予防条例(平成18年小美玉市条例第155号)新旧対照表

改正案	現行
(液体燃料を使用する器具) 第18条 (略) 2 (略) 3 <u>液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。</u> (固体燃料を使用する器具) 第19条 (略) 2 (略) 3 <u>固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。</u> (気体燃料を使用する器具) 第20条 (略) 2 (略) 3 <u>気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u> (電気を熱源とする器具) 第21条 (略) 2 (略) 3 <u>電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u>	(液体燃料を使用する器具) 第18条 (略) 2 (略) (固体燃料を使用する器具) 第19条 (略) 2 (略) (気体燃料を使用する器具) 第20条 (略) 2 (略) (電気を熱源とする器具) 第21条 (略) 2 (略)